

5月31日

大都市税財政制度調査特別委員会

午後2時30分開会

○橋本委員長 それでは、ただいまから大都市税財政制度調査特別委員会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会における調査研究といたしまして、日程第1の「『平成30年度国の予算編成に対する要請』について」を議題といたします。

本日は理事者の方に御出席をいただいておりますので、それぞれ御説明をお願いしたいと思います。

それでは、理事者の方、よろしくお願いいたします。

○唐仁原財政局長 それでは、「平成30年度国の予算編成に対する要請」につきまして御説明させていただきます。

この要請は、国の制度改善に関する事項ですとか、本市の事務事業の推進に当たって適切な財政措置が必要な事項につきまして、国の理解を得るために、例年6月を目途に各省庁に対して実施しているものでございます。また、同時に地元選出国會議員に対しましても要請活動を実施しているものでございます。今般、要請事項がまとまりましたので、内容につきまして、資金課担当課長、後藤から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○後藤資金課担当課長 それでは、要請事項の内容につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付してございます緑の表紙の資料は、平成30年度国の予算編成に対する要請事項のうち、重点要請事項を抜粋した冊子でございます。また、参考資料1につきましては、要請の概要をまとめたもの、参考資料2につきましては、重点要請事項を含めた全ての要請事項を掲載した冊子でございます。

本日は、重点要請事項につきまして御説明させていただきますので、緑の表紙の資料をごらん願います。2枚おめくりいただきまして、目次をごらんいただきたいと存じます。重点要請事項は、地方税財源の充実確保を初め、全部で10項目となっております。そのうち、上から2つ目のふるさと納税に係る財政措置につきましては、新規要請項目でございます。

それでは、内容について御説明させていただきますので、1ページをお開きください。「地方税財源の充実確保について」でございますが、1は、国と地方の税の配分割合をまずは5対5に、将来的には国と地方の役割分担に応じた税の配分とすること、2は、大都

市特有の財政需要等に対応するため、国、道府県から指定都市への税源移譲を行うことを要請するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、「ふるさと納税に係る財政措置について」でございますが、先ほども申し上げましたが、こちらは新規の要請項目でございます。ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、本来、所得税から控除すべき税額まで個人住民税から控除される制度となっていることから、減収分について財政措置をするよう要請するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、「障害者制度改革に係る財政措置等について」でございますが、1は、生活介護サービス等の報酬について、現状を踏まえ、適切な単価を設定すること、2は、地域生活支援事業について十分な財政措置を講ずること、3は、障害者就業・生活支援センターの設置・運営費について、十分な財政措置を講ずることを要請するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、「『介護サービス制度』の改善について」でございますが、1は、要介護度の改善、維持を図った場合に、介護サービスを提供する事業者に対してインセンティブを付与するなど、新たな介護報酬制度の構築に向けた取り組みを進めること、2は、自治体が独自に取り組む事業に対する補助制度を創設し、財政支援することを要請するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、「セーフティネットの更なる充実等について」でございますが、1は、生活保護費について全額国庫負担とすること、2は、生活困窮者自立支援法に位置づけられている事業を確実に実施するのに必要な予算措置を行うことを要請するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、「保育所等待機児童の解消に向けた取組の更なる推進と保育の質の確保に向けた支援及び子どもの医療費の助成の在り方の検討について」でございますが、1は、増大する保育需要に対応するため、保育所等の新規整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置を継続的に講ずること、また、最下段、5番につきましては、子どもの医療費助成について、全国一律の制度として構築することを要請するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、「安全・安心で良好な教育環境の充実について」でございますが、1は、校舎等老朽化対策や質的整備事業、2は、児童生徒増加への対応のための校舎等新增改築事業について、計画事業量に見合う財政措置を要請するものでござい

す。

1枚おめくりいただきまして、「殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）における特区の取組推進とイノベーション創出について」でございますが、1は、国家戦略特区における課税の特例措置について、自主財源で投資活動を行う事業者にも適用されるよう要件を緩和すること、1つ飛びまして3は、ナノ医療イノベーションセンターにおける革新的な研究開発に必要な予算の拡充を図ることを要請するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、「“水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について」でございますが、1は、水素・燃料電池ロードマップの着実な推進に向けて、水素利用の拡大に資する規制改革等を積極的に進めること、また、最下段、6は、実証事業において整備したインフラ等について、事業終了後も新たな水素関連事業に活用できるよう、弾力的に制度を運用することを要請するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、「羽田連絡道路をはじめとする臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について」でございますが、1は、平成32年までの完成に向けた羽田連絡道路の整備に関して、引き続き必要な財政措置を講ずること、2は、国道357号の未整備区間について、着実に整備を進めることを要請するものでございます。

重点要請事項の内容については以上でございますが、冒頭に御紹介いたしました参考資料2には全ての要請事項が掲載してございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

「平成30年度国の予算編成に対する要請」についての御説明は以上でございます。

○橋本委員長 ありがとうございます。説明は以上のとおりです。

ただいまの説明につきまして、質問等がございましたら、お願いいたします。

○末永委員 11ページの保育所待機児童の解消に向けた点なんですけど、先般5月2日、市長の記者会見において、待機児童は4月1日現在の数字でゼロになったという発表がなされました。利用申請者数は2万9,890人、利用児童数は2万6,999人。この利用申請者数から利用児童数を引くと保留児童数が出て、保留児童数は2,891人という数字で、この保留児童数からさまざまな認定保育園、おなかま保育室等、もろもろ申請者数を引くと総じてゼロになるという仕組みの算定方法で、これは国の厚生労働省の調査要領に基づく算定方法で、待機児童ゼロというのは、非常に聞こえがいい言葉がひとり歩きしていることに多少ならず違和感を覚えるところです。担当部局もいらっしゃらないのでなかなかお答えできないかと思うんですが、やはり第1希望の保育所に入所するために待

機している児童、いわゆる潜在的な待機児童が一体何人いるのかということを集計しているのか、もし後日担当部局にお伝えしておわかりになったら教えていただきたいと思いません。

そこで、このことと関連して質問なのですが、きょうの新聞報道によると、政府が子育て安心プランという新制度を発表いたしました。そこで新たに22万人分の保育の受け皿を整備するとの内容で、具体的にはゼロ歳児から2歳児の子を預かる小規模保育の普及を進めるなどして、1・2歳児だけで年間5.1万人の受け皿確保を目指す方針とのことで、この政府の方針による本市の影響はないのでしょうか。あるとすれば、この予算編成に係る重点要請書においてどのような影響が想定されるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○後藤資金課担当課長 ただいまの御質問についてでございますけれども、きょう新聞報道があったということでございますので、詳細については所管局に確認をしないと手元にデータ等がございませんので、また改めて所管局と調整の上で御回答させていただければと存じます。

○唐仁原財政局長 きょうの報道では22万人の受け皿の確保ということが報道されておりました、国もこの間、特に29年度の予算においても、整備に対して通常2分の1補助のところを少し補助率を上げて地方負担を減らすという措置も講じられておりますので、今回の2020年までに待機児ゼロという目標で22万人ということが発表されましたので、同様に、そうした国の補助単価といいますか、補助率の上げですとか、あとは、例えば保育士確保・処遇改善のために一部補助金なりがさらに継続するようなことがあれば、自治体としては、自治体の負担が少し減るということと、それに伴って受け皿の確保がしやすくなるという面はあるのかなと思っております。

○末永委員 国の方針に基づいて、円滑に随時この要請内容をもとに検討していただけたらと思います。

最後に要望なのですが、現在、本市における保育料の保護者負担は月額3万2,000円でありまして、これが可能かどうかはあれなのですが、確定申告の際に必要な経費としてこの金額を税額控除できるようになれば、非常に御家庭においても負担が軽減されるんじゃないか。これは国に対する要望として検討していただければと思ひまして、質問を終わります。

○田村委員 今回の末永委員と同じ項目の11ページの5番で、国の責任において、子ども

の医療費の助成について全国一律の制度を構築するという事で、本当にこれはもっともな御意見で、やはり住む地域によってサービスが異なっていくというのはいかなものかと思っておりますので、ぜひ強く要望していただきたいと思いますけれども、今、どんな議論が交わされていって、具体的に予算措置はどれぐらい必要なのかというのを教えていただければ。

○後藤資金課担当課長 子どもの医療費助成に関する御質問でございますけれども、現在は、全ての自治体において、国の基準よりも上回った水準での負担の軽減措置が講じられているところでございます。本市におきましても、今年度、小学校6年生までということで対象者が拡充されたところでございますけれども、やはり他都市の状況を見ますと、自己負担がないですとか年齢が中学生までですとかいろいろ差があるというのも事実でございますので、そのあたりにつきまして、こちらでは全国一律の制度ということで、どこまでをナショナルミニマムとするのかという議論についてはこれから検討していくような形になるのかとは思っておりますけれども、住所、住むところが変わると負担が変わることがないような形で、ぜひ国に対する要請活動を今後も継続して実施していきたいと存じます。

○田村委員 引っ越されてきた方とかも、差異を感じたりいろいろ不公平感を感じるころもありますし、またいろいろな要望も、中学3年生とか、中には高校3年生までとかありますから、引き続き要望していただきたいと思います。

○木庭委員 今回新しく入ったふるさと納税に係る財政措置について、もうちょっと詳しく御説明いただけたらと思います。

○後藤資金課担当課長 ふるさと納税に係る財政措置についての御質問でございますけれども、ふるさと納税の要請事項でございますふるさと納税ワンストップ特例制度というのは、従前の制度であれば、ふるさと納税に関する寄附金控除を受けるためには確定申告をする必要があったところでございますけれども、こちらが利用の妨げになっているという声がありましたので、できるだけ利便性を向上させるために、自治体に寄附をした場合にはその自治体間で情報のやりとりをして、確定申告をしなくてもふるさと納税制度が適用できるようにするという制度でございます。平成27年度の税制改正において導入されたものでございます。こちらは、5団体まで寄附をした場合には確定申告をしなくてもふるさと納税制度が適用されるというものでございますけれども、確定申告をしないために所得税から控除するというのが一切できませんので、それを、例えば右のページの図

表にございますとおり、事例で申し上げますと、上で言う所得税控除額2万円が住民税の控除額に振りかわっていると思いますけれども、本来であれば、確定申告を行って所得税から控除されるべきものなんですけれども、ワンストップ特例制度を適用した場合にはこの2万円が地方自治体の負担になってしまうというところで、非常に影響が大きいところでございますので、基本的には、当該減少分につきまして、所得税から、例えば住宅借入金等特別控除と同様に、地方特例交付金などの交付金を活用することで、自治体に対して適切に財政措置をしてほしいということを要請するものでございます。

○木庭委員 よくわかりました。逆に、確定申告が不要になったために安易にふるさと納税に行ってしまうケースがふえたというふうに理解してよろしいですか。

○後藤資金課担当課長 現段階では調査中ではございますけれども、29年度予算では、従前よりも1.5倍程度の方が利用するのではなかろうかと思込んでいるところでございます。実際に活用された数字は現在集計中でございます。

○木庭委員 これまでのふるさと納税により減収になった額というのを、もう一度改めて教えていただけますか。それが恐らく1.5倍になっていく感じですか。

○後藤資金課担当課長 平成28年度におきましては、新ワンストップ特例制度が導入されたことによる影響としては6,900万円程度、ふるさと納税が導入されたことによる税額控除、他都市へ流れた分の税額が12億8,000万円と計上しているところでございます。29年度予算につきましては、税額控除として18億円程度を予算に見込んでいるところでございます。

○木庭委員 18億円というのかなりな金額になるので、やはりここは重要なのかなというのを認識いたしました。ひとまず結構です。

○片柳委員 15ページのキングスカイフロントなんですけれども、要請事項の1番と2番。1番で、課税の特例措置が適用されるように要件の緩和を行うとしていますけれども、現在のところの特例措置の対象とどんな措置が行われているのか、これからどんな要件の緩和を目指していくのかということが一つと、もう一つは、2番目にある税制上の支援措置というのがどういう中身になっているのか、それぞれお伺いいたします。

○後藤資金課担当課長 キングスカイフロントに関して、国家戦略特区についてでございますけれども、まず要件の緩和でございますけれども、現在は、自主財源を使って活動している研究事業者に対しては課税の特例が適用されないというところでございまして、金融機関から借入れを行っている事業者について課税の特例が適用されるという仕組みに

なってございますので、それが参入の妨げになっているという理解でいるところでございますので、そこの要件を緩和して、自主財源で活動を行っている事業者に対しても課税の特例措置が適用されるよう要望するものでございまして、課税の特例措置についてでございますけれども、こちらは機械等の特別償却または税額控除というものでございまして、通常であれば10年程度で償却するものを最大50%初年度に控除するというようなものでございます。

2番につきましては、国際戦略総合特区における税制上の支援措置についてもほぼ同様の内容となっております。こちらにつきましては、以前、民主党政権のときに設置された特区ということで、今は経過措置というような形で適用期間が延長されているということでございますので、税制上の支援措置についても同様に適用期間を延長してほしいということを要請するものでございます。

○片柳委員 もう一つ、その下の要請の背景というところの2つ目の丸の中で、総合特区推進調整費を柔軟に活用し、新たな課題の解決に機動的に対応していくことが必要ですと書いてありますが、一つは、総合特区推進調整費というのがどういうものかということと、もう一つは、ここで新たな課題の解決と言っていますけれども、これがどういう課題なのかというのをあわせて教えてください。

○後藤資金課担当課長 総合特区推進調整費でございますけれども、これは、各府省で持っている補助金では不足が生じる場合に、内閣府で持っている予算を活用して不足分を補うという形の費用でございます。新たな課題の解決につきましては、例えば具体的には、予防医療などを実現するためのデータサイエンスの活用等の推進ということで所管局のほうからは聞いているところでございます。

○片柳委員 先ほど言われた総合特区推進調整費を柔軟に活用してほしいということですが、今のところでは、柔軟に活用されていない事例があるというか、もっと柔軟に活用してほしいというような事例があるということですか。その辺はどうなんですか。

○後藤資金課担当課長 総合特区推進調整費を充当すると、今のところでは課題があると所管局から聞いておりまして……。

○谷村資金課長 現状そういった調整費を利用した場合は、資金管理の仕組みが非常に煩雑になるということがございますので、そういった部分が交付金のメリットを阻害しているという事例が見受けられるということで、少し簡便にさせていただけないかということで

ございます。

○木庭委員 要請書の86ページの広域鉄道ネットワークの機能強化なんですけれども、やはり今、川崎市で問題になっているのが南武線の武蔵小杉駅で、ああいった飽和状態のところの支援であったり、北部の地域でいえば横浜市営地下鉄3号線の延伸が挙げられると思うんですけれども、今、この要請事項の中では、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ることとあるんですけれども、現状を教えてください。現状の課題といいますか、どういうふうにもっとしてもらえればこうなるのにとというのがあれば、そのあたりを教えてくださいなんですけれども。じっくり読んでいる時間がないので、もし書いてあるとすれば申しわけないのですが。

○谷村資金課長 現状は、こちらで要望しておりますのは、右側の表をごらんいただきますと、JR南武線の輸送力増強、列車の長編成化ということで、ホームが一部足りないところがございますので、そういった場合、鉄道事業者が一義的にはやるというふうに理解しておるのでございますけれども、用地買収からかなり膨大な費用がかかりますので、自治体と協力して鉄道事業者でやるというようなところはございますが、国にこういった場合の補助制度がございませんので、現状の、例えば社会資本整備総合交付金の枠内での対応ということになるかと思いますが、残念ながら、そちらではそれなりに課題もいろいろ抱えてございます。本市でも、要望した満額が来ているというような状況ではございませんので、できればという話なんですけど、別枠でこういったものの支援をいただけないかという要望になってございます。

○木庭委員 3号線に関してはどうでしょう。

○谷村資金課長 3号線につきましては、本年度の予算でもルートの研究ですとかそういったところが計上されてございますが、こちら横浜市との話でございまして、今後、どのように進んでいくかということもございまして、こちら現状の制度では国の支援がなかなかいただけないような状況になってございますので、そういったところについても一定配慮いただけないかという要望になっているところでございます。

○木庭委員 今、国の支援がいただけないというのは、制度上支援がいただけないというものなんですか。

○谷村資金課長 現状、補助制度がございませんので、免許をまずいただいた上で、実際事業に着手する際に、例えば横浜市の交通局が一義的な事業主体になるかと思いますが、当面は起債でということになるかと思いますが、その際、一定便宜が図られない

かということになるかと思えます。

○木庭委員 一定の便宜というのは具体的に。

○谷村資金課長 償還の年限ですとか、そういったところになるかと思えます。

○木庭委員 ありがとうございます。今、本当に資料が出されて一瞬の話なので、また読み込んで、わからないところがあれば個別にお伺いしたいと思えます。

○河野委員 参考資料1の、平成30年度国の予算編成に対する要請の概要というところで、この要請活動をする目的ということについては、川崎市が抱える課題というのをまずはしっかり項目別に挙げて、国の理解を得るということが大きな目的だというふうに挙がっていると理解をするんですけども、そんな中で、今回、ふるさと納税に係る財政措置というのが最初に新規で挙がってきているということは、他都市は人口が減っている中で、川崎市は増加をしている。そんな中で、今回、ふるさと納税というのは国の取り組みなんだとは思いますが、それが本市には非常に大きなマイナス面での影響を及ぼしているんだと理解をしていいですか。

○後藤資金課担当課長 ふるさと納税に関する財政措置についてでございますけれども、こちらで要請している内容といたしましては、本来、所得税を国のほうから控除すべきものを、単純に利便性を向上させるという視点で住民税に振りかえているということが課題であると認識しているところでございます。利便性の向上については当然図られるべきであると考えますので、現在の仕組みについては全く否定するものではないところだと思えますけれども、ただ、その場合につきましても、本来、国の税である所得税から控除されるべきものを振りかえるということについては、税額控除、ふるさと納税というよりも、その仕組みそのものに問題があるという問題意識のもとに、こちらの要請書は作成しているところでございます。

○唐仁原財政局長 ふるさと納税自体の趣旨といえますか、出身の地方とかに対して、都会に出てきた者が地方を応援するという意味での寄附というのは、非常に趣旨はいいんだらうと思っております。ただ、正直ベースで申しますと、交付団体であれば、一部寄附されて減額された住民税分については、基準財政収入額から控除してくれるという制度がありますので、交付税全体の中で、収入が減ったから交付税をふやしますということとちゃんと補填されている制度ではあります。ただ、川崎市の場合は不交付団体ですので、その補填がないという言い方は語弊がありますけれども、控除はちゃんとしてくれているんだけれども現ナマベースが減っている実態があるというのがまず1点と、もう一つは、さら

にということで、その部分については、特段大きく国に対して制度がおかしいと言っているわけではなくて、本来国の所得税で控除すべき国税の部分を市税で控除されていることなので、その部分については、それも実は交付税の中で見られるという制度にはなっているのですが、不交付団体であればそれが出てこないということですので、これまでであったような制度と同じように、特例交付金で別途補填をしてもらえないかと、制度的に少しその部分がおかしいんじゃないかというところを今回はお願いしています。ですので、不交付団体からはこういった要請等は、例えば東京都から同じように、やはり制度的におかしいんじゃないかということでその補填をすべきだという要請もされているように聞いております。

○河野委員 ありがとうございます。わかりました。しっかりその辺は国に現状を訴えていっていただきたいというのと、あと、13ページの「安全・安心で良好な教育環境の充実について」は、何度となく要望されていることかと思うんですが、川崎市は人口が増加をしている。次の14ページにもあるように、きっと他都市に比べて、川崎市は新設校も設置をしないといけない、またさらに、通常だと空き教室の活用というところが、本市としてはそうでない、校舎の増築も必要とされている市独自の様子があるということを国にしっかり理解をしていただいた中で国庫支出金がそういった想定からきちんと見合った額が出てきているのかどうかというところについてはきっと要望もされていて、財政措置を講ずることとあるので、ここについては、さらに具体的に、現場においては学校トイレの快適化であるとか、エレベーターの設置であるとか、また、ここには挙がってきていないんですけれども、安全・安心とあるので、安全面の向上に向けてもいろいろなところで現場からの声はあるのかとは思いますが、そういったことも含めた要請事項になっていると理解してよろしいですか。

○後藤資金課担当課長 こちらにつきましては、例えば平成28年度で申し上げますと、3月の補正予算でかなり大きい金額の補正を行って、本市の場合はそういった補正の対応等ができたところでございますけれども、他都市の状況を聞いてみますと、そういったものも全ては措置されていない、本市はかなり措置されているほうと聞いております。ただ、当初予算におきましては、本市が計画している改修ですとかそういったものに対して十分な措置が結果としてなされないということもございますので、学校の工事につきましては、例えば夏休みとか、工事をする期間がある程度限定されたりという問題もございまして、基本的には、当初からきちんと計画を立てて工事を進めていきたいということが

ございます。本市の場合は、ある程度、補正予算等で対応できている部分もございませけれども、補正予算ではなくて、基本的には当初予算できちんと財政措置をしてほしいというものがまずございます。これに関しましては、今年度、いわゆる白本に関しても新規項目で同様の内容が挙がってございますので、他の指定都市と基本的には歩調を合わせた形で、本市独自の部分もございませけれども、国に対して要請をしていきたいと考えているところでございます。

○矢沢委員 国の予算編成に対する重点要請書の7ページなんですけれども、御説明にもありました要介護度の改善、維持を図った介護サービス事業者に対してインセンティブを付与するなど、介護報酬制度の構築に向け進めるというところは、本当に私もおっしゃるとおりだと思ひまして、これは一生懸命やっていたきたいと思ひているんです。そこに関して、確かに現状、要介護度が改善されてしまうと、そこに入ってくる事業者としての収入が減ってしまうという矛盾した制度の状態に関して、大きなところで改正に向けて、国でも随分と長い期間、議論をしていただいているんですけれども、今回のかわさき健幸福寿プロジェクトを川崎市では先行してやっていたいただいておりますが、どういった運動療法をやったからその方が改善してきたであったり、もしくは、人、トレーナーによって効果が違うんじゃないかとか、そういった大量のエビデンスを集めていかないとなかなか国が動かないという現状もある中で、一番下のところに効果が記載されていまして、一定のインセンティブが付与される新たな介護報酬制度により、介護保険給付費及び介護保険料の上昇の抑制につながりますと書かれているんですけれども、皆さんのほうで国に要請されている一定のインセンティブというのは、どの程度のものが適当だと考えられていて、どういった規模でインセンティブ制度を国のほうに要請されているのかということをお伺ひしたいと思ひます。

○後藤資金課担当課長 インセンティブについてでございますけれども、本市の場合は、1人要介護度が上がると一応5万円という形で取り組みを進めているところでございまして、右下に、かわさき健幸福寿プロジェクトイメージ図というのがございませけれども、5万円支払うことによって、1人当たりの介護報酬が年間26万円減少するという、これはあくまで平均ということかと思ひますけれども、このような試算もございませるので、一部支払いをすることによって、26万円、全体として介護報酬が削減につながるということがございませ。その辺を踏まえて、国のほうも一定補助をしてほしいと。ちょっと具体的な数字というものはここには記載がないんですけれども、昨年度以降ずっと要請してい

るところでございます。それを踏まえまして、国のほうでもインセンティブを導入するという動きがございまして、介護保険法等の一部を改正する法律案というものが国会に提出されていて、通過したと認識しているところですが、こちらについて、一定インセンティブを制度化することが盛り込まれてございます。ただ、内容につきましては政令で定めるというような仕組みになっていると聞いておりますので、具体的なものについてはこれから出てくるというところだと思うんですけども、本市のこういった取り組みの結果、ある程度、本市の考え方が国の介護報酬の中に導入されたというところがございますので、今後も引き続き、改正に向けて訴えていきたいというところがございます。

○矢沢委員 ありがとうございます。かわさき健幸福寿プロジェクトの中身というのはもちろん私も理解しているんですけども、今、進めている中でも、まだ期間としては短いんですけども、5万円という報酬に関しても、事業者の方々からかなりいろいろな意見をいただいていると思うんです。それが最適なインセンティブの形なのかどうかというところも、多分、現場の皆さんや川崎市の皆さんは課題に感じているところもあるのかなと思いますので、国に対しての要望でそういった法改正のところに盛り込まれる見通しがあるということは非常に望ましいことなんですけれども、その具体的な中身の部分で、どれだけのインセンティブがあれば現実に即した事業者にあった制度になるのかというところを、こういった先進的な取り組みをしている川崎市だからこそ、積極的に提案をしていただきたいということをひとつ要望させていただきます。

○橋本委員長 ほかにないようでしたら、以上で「『平成30年度国の予算編成に対する要請』について」の調査研究を終わります。

理事者の方の退室をお願いいたします。

(理事者退室)

○橋本委員長 次に、その他といたしまして、今後の委員会運営につきまして御協議をお願いいたしたいと思っております。

前回の委員会におきまして、「指定都市『平成30年度国の施策及び予算に関する提案(通称：白本)』」に関しまして、個別行政分野関係の提案項目から重点的に調査すべき項目を選定し、関係理事者の出席を求めることで確認をいただいているところでございます。

それでは、各会派に御検討いただきました内容につきまして、御意見を伺いたいと思

ます。特に順番関係なく、どうぞそれぞれおっしゃっていただいて結構です。

○田村委員 この委員会でいろいろと協議させていただいて、大都市における税財政制度の諸問題や、国等への要望に関する調査研究をする特別委員会ですので、今回、会派としては、新規項目で挙がってきました教育関係の義務教育施設等の整備促進にしたいと思っております。今も川崎市の青本のほうでも項目が挙がっていますし、安全で良好な教育関係を確保するため、老朽化の対策であったりとか長寿命化、質的整備など、スピード感を持って取り組んでいってほしいと思うのが理由です。

○橋本委員長 ありがとうございます。今、公明党のほうから、義務教育施設等の整備促進について調査研究をしてみたいという御提案でございました。

○斎藤（伸）委員 私たち自民党も、公明党さんと一緒に義務教育施設等の整備推進で、今回始めていきたいと思っています。

○橋本委員長 わかりました。自民党さんも、同様でということです。

○渡辺（学）委員 今、公明党さん、自民党さんがおっしゃっていた項目で私たちも結構だと思います。

○橋本委員長 ありがとうございます。共産党さんともいうようなことでもございました。

○堀添委員 もちろん最終的には、正副委員長初め皆さんの合意で結構なんですけれども、子どもということ言えば共通するのですが、特に子どもの貧困の問題が大事な大きな課題になっているということだと思いますので、例えば児童福祉施策の拡充ですとか、生活保護のさらなる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置、このあたりである程度担当セクションから詳しいお話を聞いて、どのような対応が必要なのかということも含めて議論ができればということで会派の中はまとまりましたので、御提案、御報告させていただきます。

○橋本委員長 義務教育施設等の整備促進について特段何かということではないですが、加えて児童福祉施策の拡充ないし生活保護のさらなる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置もいかがですかという御提案だったのかなと思います。当初、昨年度までの検討委員会でこの件についていろいろと議論してきましたときに、どういうふうに委員会運営をしていくかという議論がその過程でもあったわけなんですけど、せっかく特別委員会までつくってやるんですから、ある程度幅広にというような意見があったことも事実でありますし、そうはいつでも効率よく委員会運営というのはやっていくんだよねという意見もあったことから、ある程度絞っていくことが妥当なんじゃないかという意見もあって、今回

このような形である程度、各会派の皆さんにどうですかということで絞っていただきたい旨のことでしょ御発言をいただいたわけでありまして。

私、委員長として個人的に申し上げて恐縮なんですけど、例えば1つここで項目を選んだときに、今の川崎市がどういう形で、1つ取り上げたことについて考えていて、こうやって進んでいて、ついては国に対してもこんな形でというふうにやったときに、それプラス、委員会の運営として、どういう形になるかわかりませんが、参考人と言われる方をお招きして、専門的な知見をお持ちの方に、こういった場で、陳述という言い方が正しいのかちょっとわからないんですけども、お考えを聞いたり、それに対して質疑をしたりというようなことが、今、委員会運営の中で想定されていることでございます。そういったときに、申しわけないですけども、なるべくだったら項目は1つに絞らせていただくのが妥当かなというところが実はございまして、民進みらいさんから今、義務教育施設等の整備促進については別にそれはそれでいいんだよというお話でありました。加えてということなんですけれども、もし、差し支えなければ、きょうはここに重富議員も傍聴されている中で、文教委員会でもそういう意見をいただいたということは私も承知しているんですが、今言ったようなことから、よろしければ1つにさせていただければありがたいかなと思いますけれども、堀添委員、いかがでございましょうか。

○堀添委員 これからも長期的に活動しますので、そういうことであれば、まず義務教育施設等の整備促進からでも結構です。

○橋本委員長 また、ある程度、年度末に向かってこの1年間の委員会運営の検証ということがありますので、またその中で御意見をいただいて、次年度以降、反映ができればと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、各会派からそれぞれいただきまして、私のほうから申し上げた部分もあってまことに恐縮でございますけれども、御提案のありました、義務教育施設等の整備促進、こういったところで重点調査を行うということで皆さんの御意見が一致したと確認させていただきたいと思いますので、それでよろしいですか。

(異議なし)

○橋本委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの確認させていただいた項目につきまして、今後、関係理事者等の調整につきましても進めさせていただきますので、追ってまた御報告をさせていただきたいと思います。

○橋本委員長 次に、今後の委員会日程でございますけれども、こちらにつきましてもまた御相談をさせていただきますので、詳細につきましては事務局書記のほうから連絡をさせていただきます。

○橋本委員長 そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(なし)

○橋本委員長 それでは、以上で本日の大都市税財政制度調査特別委員会を閉会といたします。

午後3時19分閉会